

緊急事態宣言再延長に伴う、職員への注意事項について

緊急事態宣言が再延長されたことに伴い、職員一人ひとりが、下記の点について改めて注意して行動するようお願いいたします。

記

1 不要不急の外出の自粛について

職場への出勤、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、外出の自粛をお願いします。特に不要不急の都県境をまたぐ移動は、厳に謹んでください。

2 プライベートでの複数人の会食の禁止について

家族以外のプライベートでの複数人の会食（昼食含む）は禁止とします。

3 基本的な感染防止対策の徹底について

家庭や職場などあらゆる場面で、手洗い、マスク着用を徹底し、毎日の検温、こまめな消毒、十分な換気もお願いします。なお、職場内（他部署・廊下等共用スペース含む。）における会話は最小限にしてください。

4 在宅勤務の更なる活用

出勤者の6割削減に向けて、各職員が週3日の在宅勤務を実施できるよう、引き続き勤務体制の検討をお願いいたします。